

令和元年10月定例会

宮古地区広域行政組合議会会議録

令和元年 11月5日 開会

令和元年 11月5日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第15号

令和元年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年10月4日

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

1 期 日 令和元年11月5日（火）午後1時

2 場 所 宮古市役所5階議場

令和元年10月宮古地区広域行政組合議会定例会

令和元年11月5日（火曜日）

午後1時開議

議事日程

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 選挙第1号 副議長の選挙
- 日程第 5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 6 認定第1号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第2号 宮古地区広域行政組合職員定数条例等の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第3号 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程第10 議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第5号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例
- 日程第12 議案第6号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて

出席議員（13名）

1番	合 砂	丈 司	君	2番	木 村	誠 君
3番	八重樫	龍 介	君	4番	阿 部	吉 衛 君
5番	伊 藤	清 君		6番	高 橋	秀 正 君
7番	畠 山	昌 典	君	8番	畠 山	拓 雄 君
9番	落 合	久 三	君	10番	豊間根	信 君
11番	黒 沢	一 成	君	12番	中 村	勝 明 君
13番	藤 原	光 昭	君			

欠席議員（0名）

説明のための出席者

管 理 者	宮 古 市 長	山 本	正 徳 君
副 管 理 者	宮 古 市 副 市 長	佐 藤	廣 昭 君
会 計 管 理 者		伊 藤	孝 雄 君
事 務 局 長		大 森	裕 君
総 務 課 長		山 本	克 明 君
施 設 課 長		田 中	晋 君
施 設 課 主 幹		坂 本	好 治 君
消 防 長		上 沢	隆 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長		小 林	達 広 君
総 務 課 長		畠 山	毅 君
指 令 課 長		中 村	光 宏 君
宮 古 消 防 署 長		三 浦	正 成 君
山 田 消 防 署 長		福 士	勝 君
岩 泉 消 防 署 長		和 山	勝 富 君

議会事務局出席者

書 記	坂 本	百 洪 君
書 記	館 洞	秀 徳 君

午後 1時00分開会

◎開 会

○議長（藤原光昭君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより令和元年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、台風19号により宮古広域管内で人的被害と多数の住宅など被害が発生をし、尊い人命と財産が失われました。ここに犠牲者の方々に黙禱を捧げ、ご冥福をお祈りしたいと思います。ご起立をお願いいたします。黙禱。

（黙禱）

○議長（藤原光昭君） 黙禱をおわります。ご着席願います。

次に、事務局長が会計管理者を紹介いたします。

○事務局長（大森 裕君） 今年4月1日から就任しております宮古地区広域行政組合会計管理者を紹介いたします。

宮古市会計管理者、伊藤孝雄でございます。

○会計管理者（伊藤孝雄君） 伊藤でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

◎諸報告

○議長（藤原光昭君） 諸報告を行います。

月例現金出納検査についてでございますが、宮古地区広域行政組合監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成30年度一般会計の平成31年2月、3月、4月、令和元年5月まで及び平成31年度4月、令和元年度5月、6月、7月、8月分までの例月現金出納検査について報告があり、既にその写しを配付しておりますので、ご了承ください。

以上で諸報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（藤原光昭君） これより本日の会議を開きます。

日程第1、議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が定めることになっております。今回、新たに組合議員となられました山田町選出の阿部吉衛君を4番に、豊間根信君を10番に、黒沢一成君を11番に指定いたします。

また、田野畑村選出の畠山拓雄君を8番に、中村勝明君を12番に指定をいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤原光昭君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、9番、落合久三君、10番、豊間根信君を指名をいたします。

◎会期の決定

○議長（藤原光昭君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本会議の会期について、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定をいたしました。

◎選挙第1号 副議長の選挙

○議長(藤原光昭君) 日程第4、選挙第1号 副議長の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定をいたします。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定をいたしました。

それでは、副議長に合砂丈司君を指名をいたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました合砂丈司君を副議長の当選人と定めることについてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました合砂丈司君が副議長に当選をされました。

合砂丈司君が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定により告知をいたします。

合砂丈司君にご挨拶をお願いをいたします。

○副議長(合砂丈司君) 岩泉町議会選出の合砂丈司でございます。

議員の皆様一言御礼と副議長就任のご挨拶を申し上げたいと思います。

ただいまは、藤原議長より副議長の指名をいただき、さらに広域議会の皆様方のご賛同をいただきまして、副議長の栄職につかせていただくことになりました。この上ない光栄と感激でいっぱいでございます。また、同時に責任の重さを感じておりますが、藤原議長のもと副議長の職務を一生懸命務めたいと思いますので、今後とも議員各位のご鞭撻、ご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（藤原光昭君） それでは、日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第3条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、これにより欠員の生じている議会運営委員会委員を議長が指名をいたします。

お諮りいたします。

議会運営委員に山田町選出議員の豊間根信君、田野畑村選出議員の畠山拓雄君を指名したいと思っております。併せて、合砂丈司委員の副議長就任に伴い、新たに岩泉町選出議員の八重樫龍介君を指名したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長が指名した3名の方を議会運営委員会委員とすることに決定をいたしました。

副議長に就任されました合砂委員から議会運営委員会副委員長を辞任したいとの申し出がありましたので、議会運営委員会開会のため暫時休憩をいたします。

午後 1時11分休憩

午後 1時13分再開

○議長（藤原光昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会委員長に会議結果の報告を求めます。

落合議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（落合久三君） ただいま別室にて議会運営委員会副委員長の選出を行い、私の席の隣の山田町の豊間根信議員が議会運営委員会副委員長に選出されました。

以上、報告いたします。

○議長（藤原光昭君） それでは、管理者から発言の申し出がありましたので、これを許可をいたします。

管理者、山本宮古市長。

○管理者（山本正徳君） 議長のお許しをいただきましたので、本日ここに宮古地区広域行政組合議会10月定例会が開催されるに当たり、管理者として一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、このたびの台風19号において犠牲になられた方に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

台風19号による被害は、宮古広域管内全域に及び、組合施設におきましても最終処分場堰堤西側斜面が一部崩落し、被害拡大を回避するため復旧作業を要する状況にございます。また、今後、大量の災害廃棄物の発生が想定されますことから、今議会にこれらに要する補正予算を計上し、早急な施設の復旧と円滑な災害処理に努めてまいります。

次に、8月9日に行われました田野畑村議会議員一般選挙により、畠山拓雄議員、中村勝明議員、並びに9月8日に行われました山田町議会議員一般選挙により、阿部吉衛

議員、豊間根信議員、黒沢一成議員の5名の方々が当選し、当組合の議会議員に就任されましたことについて、心から歓迎とお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

また、ただいまの選挙におきまして、副議長に合砂丈司議員が選出され、ご就任されましたことに対し、心からの祝意を申し上げます。今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、時代は平成から令和に変わり、広域行政組合の果たす役割も多様化、高度化してきております。住民生活に密着するごみ、し尿処理と消防事務を行う当組合におきましては、さらなる住民サービス向上に向け事務を進めてまいりたいと考えております。議員各位のご理解とご協力を引き続き賜りますようお願いを申し上げます。

私からの挨拶とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしく願いをいたします。

◎認定第1号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藤原光昭君） 日程第6、認定第1号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤会計管理者。

○会計管理者（伊藤孝雄君） 認定第1号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するため、その概要をご説明申し上げ、提案理由に替えさせていただきます。

当組合では、平成30年度におきましても、事業の推進における予算の執行に当たっては、経費の削減に努め、効率的な財政運営に取り組んできたところであります。

平成30年度の主な事業といたしましては、衛生費では各施設の運転管理業務委託、各種設備の整備、修繕を行いました。消防費では、救助工作車の購入など消防力の強化、充実を図ったところでございます。

それでは、認定第1号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算についてご説明いたしますので、決算書の2ページ、3ページをお開きいただき、下段の歳入合計欄をご覧ください。

歳入は、予算現額30億5,531万7,000円に対し、調定額は30億6,792万3,118円、収入済額は30億6,792万3,118円で、調定額に対する収入割合は100%、対前年比で0.1ポイント高くなっております。

次に、歳出についてご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きいただき、下段の歳出合計欄をご覧ください。

歳出は、予算現額30億5,531万7,000円に対して支出済額は30億2,436万2,725円で、予算現額に対する執行率は99.0%、対前年比で0.1ポイント高くなっております。

また、不用額は3,095万4,275円となっております。収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は4,356万393円で、実質収支額は同額の黒字となっております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたしますので、7ページ、8ページをお開き願います。1款分担金及び負担金は、構成市町村からの負担金で、収入済額は26億7,964万9,000円、歳入全体に占める割合は87.4%になります。

9ページ、10ページをお開き願います。

6款繰越金は、収入済額2億3,651万2,535円で、歳入全体に占める割合は7.7%になります。

7款諸収入は、資源物売却代金や東京電力株式会社賠償金などの雑入等で、収入済額は7,668万5,615円、歳入全体に占める割合は2.5%になります。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたしますので、決算書の13ページ、14ページをお開き願います。

2款総務費は、支出済額2億5,302万3,330円で、歳出全体に占める割合は8.4%になります。主なものは職員人件費や市町村負担金返還金等を含む総務管理費で2億5,272万2,585円となっております。

17ページ、18ページをお開き願います。

3款衛生費は、支出済額8億4,971万7,137円で、歳出全体に占める割合は28.1%になります。主なものは清掃費のごみ収集運搬委託料1億5,131万1,132円、ごみ焼却施設や最終処分場などの各施設の運転管理委託料2億5,347万6,000円となっております。

27ページ、28ページをお開き願います。

4款消防費は、支出済額18億8,327万2,788円で、歳出全体に占める割合は62.3%になります。主なものは常備消防費の職員人件費15億2,897万459円。31ページ、32ページに移っていただきまして、消防施設費の救助工作車等の購入費1億7,251万5,960円となっております。

以上が平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要になります。

なお、決算書に附属書類として6ページ以降にただいま歳入歳出の主な費用を説明させていただきました。歳入歳出決算事項別明細書35ページに実質収支に関する調書、36ページ以降に財産に関する調書を掲載しております。

また、別冊といたしまして決算に係る主要な施策の成果に関する実績報告書並びに監査委員の監査意見書を配付しておりますので、ご参照願います。

令和元年11月5日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤原光昭君） これより認定第1号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入及び歳出一括としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。質疑のある方は、決算書もしくは実績報告書のページ数をおっしゃってから質疑に入るようお願いいたします。

質疑はございませんか。

中村勝明議員。

○12番（中村勝明君） 初めて宮古広域の議員になりまして、不勉強な質問になるかもしれませんが、もし質疑に問題等がありましたら、藤原議長にご注意、ご助言をお願いしたいと思います。

まず第1点であります。30年度決算審査でありまして、私はかつてはまゆりのほうの議員を経験しておりましたが、今回の予算規模、決算規模が結構膨大な金額になっておりまして、職員体制がどうなっているかという点で私なりには勉強したつもりです。

実績報告書ではなくて、事務局よりいただきました令和元年度の業務概要、これに職員の組織図がありまして、この中で平成31年4月1日現在の組織図がありまして、全体の職員数が215名ということになっております。恐らく215名については全員が正職員かなというふうに思っていたんですが、そこは、はまゆりの場合は結構全体の職員数の中で臨時職員が結構なパーセントおりましたので、そこはどうなっているか、事務局よりご答弁いただきたいと思います。

○議長（藤原光昭君） 山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） 職員の組織体制でございますが、事務局……

○12番（中村勝明君） 215名の内訳。

○総務課長（山本克明君） 内訳ですよ。まず、行政組合の事務局がございます。これが行政組合の採用の職員とそれから宮古市からの職員、出向職員、あとは構成市町村からのお手伝いというか来ていただいている職員などです。それで行政組合の事務局は18人でございます。残りが消防のほう……

○議長（藤原光昭君） 中村勝明議員。

○12番（中村勝明君） 私が端的にお聞きをしたかったのは、この令和元年度の事務局よりいただきました業務概要の中の8ページ、これは答弁者にはぜひ見ていただきたいわけですが、215名全員が正職員、臨時職員は含まないかどうか、端的にお答えをいただきたいと思います。

○議長（藤原光昭君） 大森事務局長。

○事務局長（大森 裕君） この組織図に書いてあるのは正職員という形です。

○12番（中村勝明君） わかりました。

○議長（藤原光昭君） そのほかございませんか。

落合久三議員。

○9番（落合久三君） 決算議会でありますので、決算にかかわって幾つか、よくわからないところを中心に質問したいと思います。主に使う資料は実績報告書で行います。

最初の質問は、実績報告書の10ページ、11ページです。

ここには3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費が一覧表とともに掲載されております。質問の第1点目は、ここの表の1、可燃ごみの搬入状況（収集及び直接搬入分）というふうにあります。特に、ここで伺いたいのは、直接搬入分、収集する直営、委託含めての分と市民が直接搬入する分というふうに理解しますが、これが平成30年度2万5,012t、このうち直接搬入分はちょっと今日渡されたんで十分見る時間なかったんですが、業務概要のほうに持ち込みという表現で3,717tというふうに業務概要のほうには書いてありますが、最初にそういう理解で間違いはないのかどうか、そこを前

提が違うと違うので、単純なことかもしれませんが、先ほど言ったように業務概要はきょう始まる直前に見たものですから、ここで言う11ページの2万5,012tのうち直接搬入分は幾らかというのを確認のために最初に聞いておきます。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） ご指摘のとおりでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） そうしますと、広域で私がずっと共通の問題意識だと思って聞いているのは、どうやったらごみを減量するかというのが環境を保持するという意味でも、それから監査報告の中に最後に書いてあるように、これから長寿命化の計画をきちっとやっていくことと同時にできるだけ経費をかけない、そういうふうな努力が求められるという意味で、市民が直接焼却場に持ち込むということは、悪いことではないと思うんですよね。

そこでお聞きしたいのは、この2万5,012tのうち持ち込みが3,717t、業務概要のほうを見ますと可燃ごみの収集運搬量はほとんど変わっていないですね。ほとんど変わってないです。ちょこつとでこぼこはありますよ、だけれども、間違いなく増えているのはこの持ち込みなんです。という現状を事務方ではどう評価されているかという、その評価を最初聞いておきます。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） ご指摘の部分につきましては、毎年各市町村、担当課のほうとも協議を続けている部分でございます。ごみの減量化につきましては、組合、市町村、それぞれが役割分担のもとに施策を展開しております。今年の業務の中では場合によっては予算措置も含めた何がしかの施策についても検討は必要なのではないかとということで、特にその施設が、宮古市内の町なかに近いということもあって、直接持ち込みの量というのが、恐らく他の自治体よりは少し多いのかなというのは昔からの認識でございます。

ただ、なかなか減ってこない、ただ取り組みとしては、生ごみ等の一絞り、これを励行していただくことによって量が減ってくると、併せてそれを行うことによって、さらに減量化の啓発を進めるというふうなことで、組合、市町村広報等を通じて周知をしているところでございます。

この点につきましては、今後とも市町村と連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 今、施設課長のほうからの答弁で私が今質問したこの持ち込み可燃ごみの運搬収集の中で増えているのは持ち込みだけなんです、他の町村、岩泉とかが少し増えている、そういう意味ででこぼこがあるとは言ったんですが、それほど持ち込みが膨大な量ではないというのは前提ですが、それでも間違いなく増えているのがこの市民の持ち込みなんです。今、課長が言ったのは、焼却炉が町の比較的中心部にあると、そういう条件の中で、私もどっちかといえば町内会長もやっているんで、こういうの率先する立場なんで、私も結構自分で持ってくるほうが多いんでないかなとは思っ

ているんですが、そういう現状の評価という点では明確な答えがなかったと思うんですが、もう一度、どういうふうに評価されているか、つまりこういう状況、市民が持ち込むのをもっと奨励するという立場なのか、いやどっちもだということか、その辺の率直な評価を聞きたい、そういう意味です。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） すみません、答弁のほうが言葉足らずでございました。

業務概要にある直接持ち込み、こちらのほうの中には事業系の直接持ち込み分も含まれております。30年度におきましては、この中に河川維持のために細い木等を伐採したものが入ってきております。これらが今回押し上げた格好になっておりまして、基本的には一般の住民の持ち込み量というのは、増減はありますけれどもそれほど急激に増えている状況ではございません。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） なるほど、そうすると伐採した関連するもの等が増えている、したがって一般市民が家庭から出る可燃ごみを持ち込むのが、そこだけが特別増えたというのではないかと、そういう認識で、そういうもんだという答弁だと理解します。

そこで、ここなぜ聞いたかといいますと、先ほど課長が最初の答弁で組合、各市町村それぞれこれからも連携して取り組むというのの一つに、生ごみ一絞りの徹底というふうに言いました。私もどうやってごみを減量するかという問題は、非常に重要なんですが、市民向けのいい意味で啓発活動、それから連携、そういうことも一緒に進めるべき、これは課題だと思うんですね。そういう意味で、前回の決算のときも今、課長が述べた一絞り、これは非常に重要だと思います。ごみ焼却炉に行くときか下がってるときだったか、ちょっと忘れましたが、一絞りしようということをスローガンに看板でしたっけか、布だったか看板だか忘れましたが、とても重要だと思うんです。

ところが、私の町内なんかではうんと強調したときはやるんです。だけれども、時がたつとやっぱり忘れられてしまうというか、そういうのがあるので、そういうことの啓発活動というのと、それからもう一つは、粗大ごみ、後でもうちょっとございますが、粗大ごみをどうやって減らすか、それから3つ目は事業系のごみ、これも増えているんですね。事業系のごみの場合に、私の町内にもいろんなホクヨープライウッド含めて、いろんな大中小のちょっとした企業あるんですが、家庭のごみと違う点は、例えば繊維もの、プラ、紙、こういうものが1つ、2つの種類がまとまって出るという点なんですね。私はそう思います。

家庭ごみは生ごみあり、ちょっとした紙ものあり、いろんなものがごちゃごちゃしているんですが、事業系の場合にはあれもある、これもある、これもあるというよりは、その事業の内容によって種類が結構まとまってあるという点で、やりようによっては、ここが減量する可能性があるんでないかと思うんですが、あえて言ったのは、家庭ごみ、粗大ごみ、事業系ごみ、そして資源化という点で、30年度の決算を見て担当課では、組合の事務局とすれば、宮古の場合は特にどういう点が今後重要かというのを簡潔に答弁をお願いします。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） まず、家庭ごみの減量化の取り組みでございます。

これにつきましては、前段でも申し上げましたとおり、これまでも普及啓発等に努めてまいりましたが、なかなか実態として、まだ1人1日排出量が高い自治体がございます。そこにつきましては、ある程度予算措置も含めた何がしかの具体的な方策について、今、検討も含め協議を行っているところでございます。

また、粗大ごみにつきましては、これは組合のほうでもストックヤードを利用して、リユースということで粗大ごみのちょっと物がよくてごみとして排出されたものについては、簡単な修理を行いまして無償で提供する取り組みを行っております。例年までは年1回だったんですが、今年度から年2回に広げて、品目のほうも数も増やしながら取り組んでいるところでございます。

また事業系、これにつきましては、30年度、29年度もそうなんですが、増えている事業系の主な内容は、先ほどの直接持ち込みと同じで、河川の維持のための木くず、これの搬入でございます。また、事業系で入ってくるほとんどのものが紙類が事業系のごみで、事業者から出るプラについては、これは産業廃棄物になります。ただ、一部事業者の中の従業員が排出する飲み物等のプラ等については、これは一廃として受けているものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） わかりました。

次のページの12ページ、3款衛生費、2項清掃費、目は同じですが、この4、ここはあくまでも目はごみ焼却施設費の4、施設の業務委託状況という一覧表が、大きい一覧表があります。ここで質問したいのは、非常に私も不勉強をさらすようですが、あえて恥を忍んでお聞きしますが、この4の一覧表の真ん中より下のほうに、ごみ処理施設運転管理業務委託、（株）テツゲン東北支店、1億612万9,000何がし、このテツゲンさんがやっている、このごみ処理施設の運転管理業務という主な中身と、上から3番目のIHI石川島播磨東北営業所だと思うんですが、ごみ焼却施設総合点検整備業務委託2,200何がし、この基本的な業務の違い、中身は何でしょうか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） まず、ごみ処理施設運転管理業務委託でございますが、こちらは作業員が17名の委託でございます。ごみ焼却施設につきましては、月曜日から土曜日の朝まで24時間運転をしております。このごみ焼却施設の運転管理、運転操作とあとは機器等の簡単な保守等を行う作業を中心に委託をしているところでございます。

次に、ごみ焼却施設総合点検整備業務委託でございますが、こちらはごみ焼却施設の機器の能力低下や劣化状況等を早期に把握し、施設全体の予防保全措置を計画的に実施するための総合点検でございます。ごみ焼却施設は主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものでございまして、形状や寸法、運転状況など多くの点でメーカーの特許やノウハウなどが活用されております。

こうした技術を駆使することで所定の能力を発揮できる総合プラントであるため、請負業者であるIHI環境エンジニアリングが総合点検を行っているものでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 恥をさらすようでと冒頭言ったのは、その中身、特に今、課長の答弁でテツゲンさんのほうは17名の職員の人件費は相対的に占める割合が大きいのかなと思って聞きました。しかも、焼却施設ですから月曜日から土曜日まで文字どおり24時間体制ということだというので、やっぱりそれだけの金がかかるんだなというのは、恥ずかしながら初めてリアルにわかったものです。

そこで、このいわばそのIHIのほうは劣化を防止するいわばメンテのほうを中心にIHIのほうの業務はやっていると、ところがこのテツゲンさんのほうは文字どおり週のもう月から土曜日だから連続してやっている、そこにかかわる人が17名という説明でしたので、この1億612万何がしのほぼ6割、7割は人件費なのかなと思うんですが、詳細でなくていいのですが、そういう内容になりますか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） ご指摘のとおりでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） この問題では最後にもう1点。このテツゲンさんが過去の決算見てもずっと続いているんですが、この運転管理業務はこれは毎年入札をしてやっているものですか。どういうふうにご委託をしておりますか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 基本的には3年ごとに指名競争入札で業者を選定しております。ただ、基幹改良のときには仕様が変わりましたので、その間は2年間で契約をしております。

以上です。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） そうすると直近のやつだと何社が応札してテツゲンさんになったんでしょうか、そこだけ聞いておきます。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 6社でございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 後で詳細なことは行ってお聞きしたいと思います。

次、14ページ、埋立処分地にかかわる施設費が14ページであります。ここは最初にここに搬入状況が触れてあります。ここに書いてある小計は欄外の米印に不燃ごみ、不燃粗大ごみの合計量であるというふうに明記されているんですが、前々回のときも将来的な見込みについて聞いたんですが、ここは端的にお聞きします。

不燃ごみ、不燃粗大ごみの搬入量が約5,000t前後でずっと続いているんですが、あと何年ぐらいで今のこの埋立地は満杯になるという見込みでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 令和9年度でございます。

○議長（藤原光昭君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） 令和9年度ということは、あと8年ちょっとぐらい、8年ぐらい

と、台風19号で災害ごみがまた結構これから、今も搬入されていますが、これからどんどん増えると思うんですが、この前ある新聞で気象庁のある人が12月も台風が来ますよと、そう明言しております。それから同じ気象庁の人がフィリピンよりもっとずっと南のほうの海水温が、海の水の温度が昨年よりも1.5度から1.8度高い、毎日水蒸気が上がっていると、雲ができる。それに風を起こす低気圧とぶつかって台風が起きるだろうというのがぼぼわかってきたというのも科学の欄に載っております。

そしてきますとね、私はこの台風が来て、山にそのままなっている流木なんかも含めてどんどん川に運ばれて、似たようなことが毎年のように、規模の違いはあっても起きるのかなというふうに危惧するんですが、そういうことも念頭に置いて、この埋め立て処分地があと飽和状態になるのに8年前後でそうなるだろう、そこを見越した現時点での長寿命化対策といいますか、長寿命化というんではないかな、局長がうなずいていますので、新たな何か埋め立て処分地を考えるのかどうなのか、そこの基本的な今、行政組合の事務当局で考えている点をここは聞くにとどめたいと思いますが、どうですか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） まず、基本的には、令和9年度までは処分場は運用は可能だというふうに考えております。

その理由としては、災害廃棄物の不燃系のもの、こちらについては、埋立処分をすると、ご指摘のとおりすぐ残存容量がなくなって施設整備が必要な状況になります。これは台風10号の災害のときもそうなんですけれども、そういった土砂等の、廃棄物になった土砂等については、セメント材に利用するといった方法で太平洋セメントさんのほうで処理をするような格好になります。

また、災害による可燃物については、そこから発生する灰の量が埋立処分量を押し上げるんですけれども、それも見込んで令和9年度ということでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） これもそうはいっても、あと8年とかというと、議員の感覚で言えば、今回当選された皆さんは1期4年といえば、半分終わっちゃう、そういう規模でそういう問題が迫ってくるということだと思いますので、ぜひいろんな専門家の知見も結集をしてやる必要があるのではないかなというふうに思います。

もう一つ、実績報告書の20ページ、3款衛生費、2項清掃費、6目リサイクル施設費の1、2、3、1が搬入状況、2が処理単価、3が施設の業務委託状況、この業務委託の状況の一覧表の一番下、リサイクル施設運転管理業務委託5,497万。委託者がNPO法人宮古地区いきいきワーキングセンター、ここはリサイクル施設費ですが、これもちょっと私の認識が非常にあやふやなもとで聞くんですが、このNPO法人がやっているこの運転管理業務というのは、主にどういう内容でしょうか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） リサイクル施設の運転管理、あとはそのリサイクル施設にも設備機器等がございます。これらの運転管理とあとはリサイクル品目の選別、破袋等を行っております。職員については、常時15名ぐらい常駐するような格好で委託しているものでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 選別、破碎等を15人で、その21ページの4、施設の整備状況、こっちはこのリサイクル施設の中の手選別コンベア整備、アルミ選別機、プラ、紙、圧縮、その他、こっちはこっちで非常にリアルにわかるんです。どういう業務をやっているか。今、こっちの聞いたリサイクル施設のほうと20ページの運転管理業務と21ページの施設の整備でここに書いてあるのとは、もちろん中身は違うので区別して計上していると思うんですが、ここも私が非常に理解不足なんで、この関連はどういうことでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 大森事務局長。

○事務局長（大森 裕君） 20ページのほうは、各市民の方とか各自治体から持ち込まれたものを選別をして、売れるものは売れるようにパックして、作業ですね、主に言えば、作業。21ページのほうは、先ほどもごみのところ、焼却炉で言いました機械のメンテ系の費用であります。作業とそれから使っている機械のメンテと違うということです。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 非常に単純でよくわかりました。

最後、消防のほうで次の2点を聞きたいと思います。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費の1、岩手県消防学校研修派遣状況、ここでこれまた非常に何を聞いてんだと怒られそうですが、初任教育、上級幹部科、初・中級幹部特別教育、無線通信、次、専科、これをちょっとすみません、わかるように専科というのはどういう内容なのかを最初、お聞きしたいと思います。

○議長（藤原光昭君） 畠山総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） 専科につきましては、ここにある予防、総合特殊災害、これらについて専門的に学ぶそういう教育でございます。左側のほうの初・中級幹部、上級幹部につきましては、広く上級幹部職員に対しての教育、初・中級幹部に対しての教育というような区分でございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） これは専門的にさらに学ぶコースだというのはわかったんですが、また読んでそんな感じかなとは思いますが、これは職員は誰でも義務づけられている研修なんのでしょうか、それとも希望者を募ってやっているもののでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 畠山総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） 専科のほうにつきましては、さまざまな法律・規則等の状況に応じて救助科、あるいは救急科につきましては、この過程を修了したものでなければ、それらの業務に従事できないというような規定になってございますので、そちらのほうにつきましては、ほぼ全ての職員が受講をするというような内容になります。

それから上級幹部科、初・中級幹部科につきましては、特にその必要な学科を学習するために指名制で行っていますので、こちらのほうは全ての職員が受講するというような状況ではございません。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） なるほど、そうしますと、はい、わかりました。

そこでこの問題で最後ですが、田老分署、田野畑分署、新里分署が専科のほうは30

年度の実績は書いてありませんが、これは既に基本的にもう終了しているからという理解でよろしいでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 畠山総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） そのとおりでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 最後から2番目です。35ページ。

消防費、消防費で、ここに6、通信業務の状況、平成30年における災害等通報件数5,927件、その内訳が固定119番が二千三百何件で全体の4割、I P 119番1,110件、そしてその数行下に、ここを聞きたいんですが、通報件数を災害等種別ごとに見ると救急が3,989件、次いで試験訓練が1,054件、聞きたいのはこの試験訓練のことで。

ちょっとにわかな勉強で不正確きわまりないかもしれませんが、消防法令上必要な訓練のことをいうということで、これは消防法上必要な訓練なのだというのを理解しました。さらにそれにかかわるのをちょっといろいろ読んだんですが、119番に電話をする、そうするとそれにこうした中身を聞いた上で態勢をとる、初期の段階で火事の場合は鎮火させる、消火する。危ないと思えば近隣の人を当該する人に避難の命令を出すとかですね。そういうことをこの消防法上では年2回の訓練が義務づけられているものだというふうに読みました。

そこで聞きたいのは、このタイトルなんですね、通信業務の状況、見るとずっとこの試験訓練を含めて災害等通報件数にカウントされている。私、ここがちょっと訓練なのにどうして災害通報件数に加えるのかというのがいろいろ考えたんですが、どうしてもわからないんです。どうしてこれは実際の災害が起きたのではない、訓練なわけですから、これは別扱いしたほうがいいんでないかなというふうに非常に素人目ではそう思うんですが、消防長、ここはそうでないと、これは実際に火事だとか何かがあったって目撃した人が119番した件数というよりは、法令上で義務づけられている訓練の一環だというふうに受けとめるんですが、それをこういう決算の中で、もう一度言いますが、通報件数を災害等種別に見ると、実際は起きていない災害を件数に数えるというのは、本当に適切なのかどうかという素朴な疑問が湧くのを聞きますが、どうでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 畠山総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） 少しここの表記、わかりづらい表記になってございます。

実績報告書、36ページのほうをちょっとご覧いただきたいと思います。（4）が管轄所属別災害等通報件数ということで、こちらのほうが災害等通報件数のトータル5,927件になります。このうちの内訳、災害通報件数というのは左側の表の部分です。右側のほう、災害以外の通報件数というところで、ここで試験件数という区分になってございます。

ですので、先ほど落合議員のご指摘のように、災害件数としては訓練件数というのは含めないというような考え方でございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） はい、よくわかりました。

本当に最後です。39ページ。消防費、消防費2目消防施設費、ここはちょっと時間が

かからないように、事前にここは聞きますよということだけは通告してありますので、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

平成30年度消防施設等の整備、以下のとおりのことを金額を含めて決算をしていますよと、そこで聞きたいのは、この真ん中辺の高規格救急自動車川井分署2,079万円、岩手トヨタから購入したと。下から2番目、救助工作車Ⅱ型、山田消防署1億1,545万2,000円、日本機械工業（株）から購入したと。この2つの消防自動車の購入の一覧表なんですけど、それぞれを応札何社、落札率幾らというのをまず教えていただきたいと思えます。

○議長（藤原光昭君） 畠山総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） 高規格救急自動車につきましては、2社による競争見積もりの過程で1社辞退ということで1社随契という形になります。

救助工作車につきましては、5社応札になります。

落札率につきましては救急車99.09%、救助工作車につきましては98.74%でございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 特に救助工作車Ⅱ型のほう、5社応札して落札率が99.09%、参考までに5社がそれぞれ何%の札を入れたかというのを聞いて終わります。

○議長（藤原光昭君） 畠山総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） 日本ドライケミカル株式会社東北支社が99.2%、株式会社モリタ仙台支店が99.38%、長野ポンプ株式会社仙台営業所が99.48%、GMいちほら工業株式会社仙台営業所が99.57%です。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） ぜひ管理者である山本市長にも一緒に考えてほしいといえますか、研究してほしいといえますか、事実上私はこういうのが全部とは言いませんが、99.9%の落札率で、今述べたように0.1%未満に5社がびしっと入るといえるのが一言で言えば、競争性が働いていないと私は見ます。その評価はちょっと、今ここでそれをしたいわけではないので、非常に高額な物件の購入にかかわって、1%も満たない間に5社も札がびしっと入るといえるのは、これはなかなかできることじゃないです。そういう入札業務にかかわったことのある職員だったら、やっぱりこれはどうやって競争性をしっかり働かせて透明で公正なものにしていくかという視点でぜひ研究すべきではないか、私が管理者だったら、こういうのがあったら、次からは随契にするよ、随意契約ができるのは幾つか条件があって、その一つに競争性が明らかに働いていない場合には随契できるんですよ。そうすべきだという意味ではありませんが、ぜひ検討課題ではないかと思うんですが、これを最後に市長に、管理者に聞いて終わります。

○議長（藤原光昭君） 山本管理者。

○管理者（山本正徳君） 競争力が働いていないかどうかというのは、これ微妙なところだというふうに思います。特殊なものは、私は歯科医院を自分で3回建てた者としては、やはり機械によっては値引き率とか難しいものもあるんですね。私もこの10年間ずっと特殊自動車、特殊なものに関して、やはり価格差というのが非常に少ないというのを感じ

じています。もうちょっとちゃんと見ろというのであれば、きちっとそれは精査はしてみますが、なかなかその差が出てこないというのを理解しなければならぬものの中にはあるというふうに私は認識しております。

○議長（藤原光昭君） 皆さんに申し上げます。3時から次の会議が予定をされてございます。質問の際には、簡潔に明瞭にくどくしないで簡潔に質疑をできるようにご協力をお願いします。

そのほかございませんか。

中村議員。

○12番（中村勝明君） 簡潔に質問させていただきたいと思います。

決算書の18ページなのですが、衛生費、清掃費の委託料、山田町区域ごみ収集運搬委託料、これぐらいでできるんだと、岩泉町同様、田野畑村についてはよくわかっておりますので、答弁はいらぬわけですが、今回は、山田町と岩泉町の業者数、業者を決めるのについてはどんなふうにして、入札だと思うんですが、まず入札のあり方から、何社指名してこれぐらいに決算が出ているかお聞かせをいただきたいと思います。田野畑についてはいいです。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） まず、山田町区域ごみ収集運搬委託につきましては、4社でございます。各コースごとに随意契約でございます。岩泉区域ごみ収集運搬委託料、これにつきましても3社でございます、各業者随意契約でございます。

以上です。

○12番（中村勝明君） わかりました。

○議長（藤原光昭君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようでございます。討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに決しました。

平成30年度宮古地区広域行政組合
一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 分担金及び負担金		2,679,649,000 ^円
	1 負担金	2,679,649,000
2 使用料及び手数料		56,218,000
	1 使用料	479,000
	2 手数料	55,739,000
3 国庫支出金		474,000
	1 国庫補助金	474,000
4 県支出金		9,300,000
	1 県負担金	9,300,000
5 財産収入		6,654,000
	1 財産運用収入	360,000
	2 財産売払収入	6,294,000
6 繰越金		236,513,000
	1 繰越金	236,513,000
7 諸収入		66,509,000
	1 組合預金利子	10,000
	2 雑入	66,499,000
歳 入 合 計		3,055,317,000

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
円 2,679,649,000	円 2,679,649,000	円	円	円
2,679,649,000	2,679,649,000			
58,781,485	58,781,485			2,563,485
479,650	479,650			650
58,301,835	58,301,835			2,562,835
340,200	340,200			△133,800
340,200	340,200			△133,800
9,300,043	9,300,043			43
9,300,043	9,300,043			43
6,654,240	6,654,240			240
360,000	360,000			
6,294,240	6,294,240			240
236,512,535	236,512,535			△465
236,512,535	236,512,535			△465
76,685,615	76,685,615			10,176,615
4,160	4,160			△5,840
76,681,455	76,681,455			10,182,455
3,067,923,118	3,067,923,118			12,606,118

歳 出

款	項
1 議会費	
	1 議会費
2 総務費	
	1 総務管理費
	2 監査委員費
3 衛生費	
	1 保健衛生費
	2 清掃費
4 消防費	
	1 消防費
5 災害復旧費	
	1 厚生労働施設災害復旧費
	2 その他公共・公用施設災害復旧費
6 公債費	
	1 公債費
7 予備費	
	1 予備費
歳出合計	

歳入歳出差引残額

43,560,393円

予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比
円 1,958,000	円 1,931,937	円	円 26,063	円 26,063
1,958,000	1,931,937		26,063	26,063
255,744,000	253,023,330		2,720,670	2,720,670
255,374,000	252,722,585		2,651,415	2,651,415
370,000	300,745		69,255	69,255
863,089,000	849,717,137		13,371,863	13,371,863
10,000	9,474		526	526
863,079,000	849,707,663		13,371,337	13,371,337
1,895,940,000	1,883,272,788		12,667,212	12,667,212
1,895,940,000	1,883,272,788		12,667,212	12,667,212
2,000			2,000	2,000
1,000			1,000	1,000
1,000			1,000	1,000
36,584,000	36,417,533		166,467	166,467
36,584,000	36,417,533		166,467	166,467
2,000,000			2,000,000	2,000,000
2,000,000			2,000,000	2,000,000
3,055,317,000	3,024,362,725		30,954,275	30,954,275

令和元年10月5日提出

宮古地区広域行政組合管理者 宮古市長 山本 正徳

◎議案第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（藤原光昭君） 日程第7、議案第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大森事務局長。

○事務局長（大森 裕君） 議案集1-1ページをお開き願います。

議案第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,174万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,270万円とするものでございます。

令和元年11月5日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

初めに、歳出からご説明いたしますので、1-6ページ、1-7ページをお開き願います。

3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費81万2,000円の減額。

3目埋立処分地施設費31万5,000円の減額及び4目し尿処理施設費12万7,000円の減額は、事業執行の確定によるものでございます。

7目災害ごみ処理事業費1,300万円の増額は、台風19号で発生した災害ごみの処理に係る経費でございます。

4款消防費、1項消防費、2目消防施設費は、緊急消防援助隊設備整備費補助金の決定による財源補正でございます。

5款災害復旧費、1項厚生労働施設災害復旧費、1目衛生施設災害復旧費999万9,000円の増額は、台風19号で被災した施設の復旧に係る経費でございます。

次に、歳入をご説明しますので、1-4ページ、1-5ページにお戻り願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金4,532万9,000円の減額は、歳出でご説明いたしました事項の上限額、また5款財産収入、6款繰越金及び7款諸収入を計上いたしますことにより、1節総務を507万円、2節衛生を676万1,000円、3節消防を3,349万8,000円減額するものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目消防費国庫補助金1,534万4,000円の増額は、歳出で説明いたしましたので、省略いたします。

5款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入362万7,000円の増額は、消防車両の更新に伴い不要となった車両の売払収入を計上するものでございます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金4,355万9,000円の増額は、前年度繰越金を計上するものでございます。

7款諸収入、2項雑入、1目雑入454万4,000円の増額は、資源物売却代金の収入見込みを計上するものでございます。

以上が令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）の内容でございます。

ます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。
質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） これをもちまして質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）
は原案のとおり可決されました。

議案第 1 号

令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）

令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21,745 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,162,700 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 11 月 5 日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

会 計		宮古地区広域行政組合一般会計		(単位・千円)	
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1	分担金及び負担金	3,037,868	△45,329	2,992,539	
	1 負担金	3,037,868	△45,329	2,992,539	
3	国庫支出金	9,350	15,344	24,694	
	1 国庫補助金	9,350	15,344	24,694	
5	財産収入	361	3,627	3,988	
	2 財産売払収入	1	3,627	3,628	
6	繰越金	1	43,559	43,560	
	1 繰越金	1	43,559	43,560	
7	諸収入	30,503	4,544	35,047	
	2 雑入	30,498	4,544	35,042	
補正されなかった款項にかかる額		62,872		62,872	
** 歳入合計 **		3,140,955	21,745	3,162,700	

2 歳出

会 計		宮古地区広域行政組合一般会計		(単位・千円)	
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
3	衛生費	1,019,282	11,746	1,031,028	
	2 清掃費	1,019,272	11,746	1,031,018	
5	災害復旧費	2	9,999	10,001	
	1 厚生労働施設災害復旧費	1	9,999	10,000	
補正されなかった款項にかかる額		2,121,671		2,121,671	
** 歳出合計 **		3,140,955	21,745	3,162,700	

- ◎議案第2号 宮古地区広域行政組合職員定数条例等の一部を改正する条例
- ◎議案第3号 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- ◎議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- ◎議案第5号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例

○議長（藤原光昭君） 日程第8、議案第2号 宮古地区広域行政組合職員定数条例等の一部を改正する条例、日程第9、議案第3号 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、日程第10、議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第5号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大森事務局長。

○事務局長（大森 裕君） 議案集2-1ページをお開き願います。

議案第2号 宮古地区広域行政組合職員定数条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年から会計年度任用職員制度が創設されることから、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

第1条から順にご説明いたします。

第1条の宮古地区広域行政組合職員定数条例の一部改正につきましては、職員定数の対象から臨時的任用される職員、会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員を除くものでございます。

第2条の宮古地区広域行政組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、第3条第5号として会計年度任用職員の心身の故障等による休職の期間を任期の範囲内において任命権者が定めることとするものでございます。

第3条 宮古地区広域行政組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、減給処分の対象に会計年度任用職員を加えるものでございます。

2-2ページをお開き願います。

第4条の宮古地区広域行政組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正につきましては、新たに職員となった者のサービスの宣誓の対象に会計年度任用職員を加えるものでございます。

第5条の宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、規則の定める基準に従い、任命権者が定めることとするものでございます。

次に、2-2ページから2-3ページにかけての第6条 宮古地区広域行政組合職員

の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、第7条に規定する育児休業をしている職員の勤勉手当の支給及び第8条に規定する育児休業をした職員の復職時調整の対象から会計年度任用職員を除くものでございます。また、第17条の改正については、第7条を改正することに伴う所要の改正でございます。

次に、2-3ページから2-4ページにかけての第7条 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、当該条例の規定の適用から会計年度任用職員を除くものでございます。

第8条の宮古地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が管理者に対し報告しなければならない事項に会計年度任用職員を加えるものでございます。

次に、附則につきましては、条例の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

以上が条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和元年11月5日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正等をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

続きまして、議案集3-1ページをお開き願います。

議案第3号 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてご説明いたします。

本条例案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の臨時、非常勤職員制度が令和2年度から会計年度任用職員制度に移行することから、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を規定する条例を制定しようとするものでございます。この会計年度任用職員は、1会計年度を超えない範囲で任用される職員であり、常勤職員に定められた1週間当たりの勤務時間が同一であるものをフルタイム会計年度任用職員と、これよりも短い勤務時間である者をパートタイム会計年度任用職員とするものでございます。

それでは第1条から順にご説明いたします。

第1条は、この条例の趣旨について、第2条は、会計年度任用職員に支給する給与の種類について、第3条から第7条は、フルタイム会計年度任用職員の給料、給料表、職務の級の分類、給料の号給の決定、給料の支給及び給与からの控除について定めるものでございます。

3-2ページをお開き願います。

第8条から第10条は、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当等の支給、給与の減額、期末手当の支給について定めるものでございます。

第11条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬について定めるものでございます。

次に、3-2ページから3-3ページにかけての第12条は、パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額の決定について、第13条から第15条は、パートタイム会計年度任

用職員の基本報酬の支給、基本報酬の減額、特殊勤務手当に相当する報酬の支給について定めるものでございます。

次に、3-3ページから3-4ページにかけての第16条は、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬の支給について定めるものでございます。

次に、3-4ページから3-5ページにかけての第17条は、パートタイム会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬の支給について。

第18条から第21条は、パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当に相当する報酬の支給、休日勤務手当に相当する報酬の支給、時間外勤務手当等に係る勤務1時間当たりの報酬額、期末手当の支給について定めるものでございます。

次に、3-5ページから3-6ページにかけての第22条は、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の支給について。

第23条は、パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償の支給について。

第24条は、退職者の給与について。

第25条は、補足としまして、条例の実施に関し必要な事項は規則で定めることについて定めるものでございます。

なお、附則につきましては、条例の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

以上が条例制定の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和元年11月5日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

続きまして、議案集4-1ページをお開き願います。

議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、働き方改革関連法により時間外労働の上限規制等が導入され、国家公務員においても超過勤務命令の上限が人事院規則で定められたことから、当組合におきましても国の例に準じて同様の措置を講じるため条例を改正し、必要な事項は規則で定めようとするものでございます。

なお、附則につきましては、条例の施行期日を公布の日とするものでございます。

以上が条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和元年11月5日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、国の例に準じて正規の勤務時間以外の時間における勤務について定めるため、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

続きまして、議案集5-1ページをお開き願います。

議案第5号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条

例の整理に関する条例についてご説明いたします。

本条例案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整理に関する法律の制定等に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項を見直そうとするものでございます。

第1条の宮古地区広域行政組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正は、地方公務員法第16条第1号に規定する欠格条項が削除されたことに伴い、本条例第5条で引用する地方公務員法の規定を繰り上げるものでございます。

5-1ページから5-3ページにかけての第2条 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、地方公務員法第16条第1号に規定する欠格条項が削除されたことに伴い、本条例第18条、第18条の2、第19条及び第22条で引用する地方公務員法の規定を削除するとともに文言整理をするものでございます。

附則でございますが、地方公務員法の施行日に合わせ令和元年12月14日施行とするものでございます。

以上が条例案の主な内容でございますが、条例案の朗読は省略させていただきます。

令和元年11月5日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、当該成年被後見人等に係る欠格条項の見直しをしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

以上、議案第2号から議案第5号まで一括して説明いたしました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第2号 宮古地区広域行政組合職員定数条例等の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 宮古地区広域行政組合職員定数条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 討論もなしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 討論もなしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原光昭君) 討論もなしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（藤原光昭君） 日程第12、議案第6号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、中村勝明君の退場を求めます。

（中村勝明君 除斥）

○議長（藤原光昭君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、山本宮古市長。

○管理者（山本正徳君） 議案集6-1ページをお開き願います。

議案第6号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて説明をさせていただきます。

議案を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第6号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて、次の者を宮古地区広域行政組合監査委員に選任することについて、宮古地区広域行政組合規則第13条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、岩手県下閉伊郡田野畑村奥地向73番地1。氏名、中村勝明。生年月日、昭和23年9月20日。

令和元年11月5日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

なお、議案集6-2ページに宮古地区広域行政組合規約の抜粋を添付しておりますので、ご参照願いたいと思います。よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（藤原光昭君） これより議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 質疑、討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定をいたしました。

議案第6号の審議が終了しましたので、中村勝明君の入場を許します。

（中村勝明君 入場）

○議長（藤原光昭君） 中村勝明君に申し上げます。
議案第6号は同意することに決定をいたしました。

◎閉 会

○議長（藤原光昭君） これをもちまして本会議に付議された議案の審議は全て終了いたしました。
よって、令和元年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。
ご苦勞さまでございました。

午後 2時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長 藤原 光昭

署 名 議 員 落合 久三

署 名 議 員 豊間根 信